

前回の委員会でのご意見と対応

意見内容

対応や考え方

子どもたちには教育を受ける権利があるため、臨機応変に支援していくことが必要

計画の中で、教育の支援として、「学校内の教育」と「学校以外での教育」の両面から、支援の充実を図りたい。

・保護者の生活支援について、いろいろな保護者がいると思うが、中にはもっとしっかりすべき親もいる
・教育の現場から見ると、親の自覚の無さが目立つ

生活の支援や支援につなぐ体制整備の中で、家庭教育学級の実施や各種相談などを通して、「親育て」への支援を推進していきたい。

保育園では、この子は支援が必要かなと判断した家庭をチェックしているが、園内で共有しているのみ。（児童要録には記載）

外部との共有により、円滑に支援につながっていくと考えられるが、個人情報を含むものになることが想定されるため、外部と共有する場合は保護者の同意等が必要になるかと思われる。一つの課題として計画に記載したい。

学校として必要な支援につなぎたいとなったときに、民生委員と学校のつながりが乏しいと感じている

「支援につなぐ体制整備」の中の連携体制の構築の部分で、つながりを持たせていきたい。

子どもに罪はないため、できる限り必要な子どもに、必要な支援が行き届くようにすべき

相談窓口の充実や連携体制の構築を図ることで、本当に支援が必要な子どもを把握し、必要なところに必要な支援が行き渡るようにしたい。

取り組みの結果を数字で載せていくことは良いが、相談件数だけでなく、相談した結果どうなったかなど事例として載せてもよいのではないか。

昨年度実施した資源量調査の中で、支援者に対する質問で「困難な状況にある子どもが改善に向かったケース」について、自由記述していただいている。そこからピックアップして掲載したい。

地域行事への参加率で、生活の支援の状況を見ることは難しいのではないか。

庁内の会議においても同様の意見が出ている。子どもの居場所作りの観点から「佐倉市内の子ども食堂の数」に変更したい。

経済的な支援だけでなく、精神的な支援が必要だと思う

これまでの会議でも意見が多かったため、精神的なケアという意味も含め、相談先の充実として、「支援につなぐ体制整備」を一つの柱に設定し、子どもの貧困対策を推進していく。